

病院及び有床診療所用

ベースアップ評価料 報告書専用様式の記載例

※実際の入力にあたっては
様式中の記載上の注意や、
施設基準通知等も必ず参照してください。

別添

(病院及び有床診療所) 賃金改善実績報告書 (令和 6 年度分)

報告対象年度を記載します

医療機関が所在する都道府県を選択してください(右の欄外に届出様式提出先のメールアドレスが表示されます)

医療機関の所在地の住所を記載してください

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します。届出をしていない場合は0と記載してください。

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します。届出をしていない場合は0と記載してください。

令和6年度分報告時は0円となります。前年度にベースアップ評価料を算定して、前年度からの繰越がある場合にのみ記載します。

該当している場合にはチェックをしてください。該当していない場合には、充当していない金額を翌年度のベア等のために繰越を行い、「(7) 翌年度への繰越予定額」に記載してください。

様式提出先のメールアドレス！
Excelシートの枠外右側に表示されます。
報告書届出における注意点
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsu>

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間
令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間
令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

II-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による収入の実績額	1,000,000 円
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(II)等による収入の実績額	0 円
(5) 入院ベースアップ評価料による収入の実績額	2,000,000 円
(6) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)+(4)+(5)】	3,000,000 円

II-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

(7) 翌年度への繰越予定額	0 円
(8) 前年度からの繰越額(令和7年度分報告時のみ記載)	0 円
(9) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(6)-(7)+(8)】	3,000,000 円
(10) (9)について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	☒ 問題なし

○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。

- ※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
 - ※ ベア等の定義はII-2を参照のこと。
 - ※ 「うち定期昇給相当分」は、【賃金改善実施期間(1)の開始月】において定期昇給を実施する場合にのみ記載すること。
- それ以外の月に定期昇給を実施する場合、もしくは定期昇給の制度を設けていない医療機関は「0」と記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

III. ベースアップ評価料対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(11) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	50.0 人
(12) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	15,000,000 円
(13) 基本給等に係る賃金改善実績額(1ヶ月分)	360,000 円
(14) (13)のうち定期昇給相当分	0 円
(15) (13)のうちベア等実施分【(13)-(14)】	360,000 円
(16) ベア等による賃金増率【(15)÷((12)-(13))】	2.5 %

シート末尾の【記載上の注意】4を参照のこと。

ベースアップ評価料の初回届出時点での「賃金改善しなかった場合」の基本給等総額からの、基本給等総額の増加分を記載します。

IV. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

(17) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	28.0 人
(18) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】	8,400,000 円
(19) 基本給等に係る賃金改善実績額(1ヶ月分)	201,600 円
(20) (19)のうち定期昇給相当分	0 円
(21) (19)のうちベア等実施分【(19)-(20)】	201,600 円
(22) ベア等による賃金増率【(21)÷((18)-(19))】	2.5 %

上の※を参照のこと。

V. 薬剤師の基本給等に係る事項

(23) 薬剤師の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	5.0 人
(24) 賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】	1,500,000 円
(25) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）	36,000 円
(26) (25) のうち定期昇給相当分	0 円
(27) (25) のうちベア等実施分【（25）－（26）】	36,000 円
(28) ベア等による賃金増率【（27）÷（（24）－（25））】	2.5 %

VI. 看護補助者の基本給等に係る事項

(29) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	6.5 人
(30) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】	1,950,000 円
(31) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）	46,800 円
(32) (31) のうち定期昇給相当分	0 円
(33) (31) のうちベア等実施分【（31）－（32）】	46,800 円
(34) ベア等による賃金増率【（33）÷（（30）－（31））】	2.5 %

VII. 歯科衛生士の基本給等に係る事項（歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合に記入）

(35) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0 人
(36) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0 円
(37) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）	0 円
(38) (37) のうち定期昇給相当分	0 円
(39) (37) のうちベア等実施分【（37）－（38）】	0 円
(40) ベア等による賃金増率【（39）÷（（36）－（37））】	0.0 %

VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	10.5 人
(42) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	3,150,000 円
(43) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）	75,600 円
(44) (43) のうち定期昇給相当分	0 円
(45) (43) のうちベア等実施分【（43）－（44）】	75,600 円
(46) ベア等による賃金増率【（45）÷（（42）－（43））】	2.5 %

【ベースアップ評価料対象外職種について】 ※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(47) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	10.0 人
(48) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】	4,270,000 円
(49) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	70,000 円
(50) (49) のうち定期昇給相当分	0 円
(51) (49) のうちベア等実施分【（49）－（50）】	70,000 円
(52) ベア等による賃金増率【（51）÷（（48）－（49））】	1.7 %

X. 事務職員の基本給等に係る事項

(53) 事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（１）の開始月時点）	20.0 人
(54) 事務職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（１）の開始月）	3,560,000 円
(55) 基本給等に係る賃金改善実績額（１ヶ月分）	60,000 円
(56) (55) のうち定期昇給相当分	円
(57) (55) のうちベア等実施分【（55）－（56）】	60,000 円
(58) ベア等による賃金増率【（57）÷（（54）－（55））】	1.7 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 8 月 1 日 開設者名： △△ △△

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。
- 2 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 3 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」及び「入院ベースアップ評価料」のことをいう。
- 4 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）